



JASMEC

一般社団法人 産業色彩技術協会

発行：一般社団法人産業色彩技術協会

発行日：2015.08.03

Vol.01

協会会報「JASMEC」創刊にあたって

一般社団法人 産業色彩技術協会 会長 川島徳道

会長挨拶

一般社団法人産業色彩技術協会は、平成 27 年 7 月 30 日に、「協会会報」第 1 号となる本号を創刊いたしました。会報名称は、当協会の英語名称 (Japan Society for Manufacturing and Evaluation of Coating) の略称「JASMEC」です。協会トピックス、「色」に関するコラムのほか、今後は会員相互の情報交換なども視野に、年 4 回の発行を予定しております。



この創刊号では、平成 27 年 2 月 17 日に開催した「第 1 回協会セミナー ～トレーサビリティで変わる塗料・塗装～」の内容から重要ポイントを抜粋してご紹介いたしております。そのほか、当協会の多喜事務局長と、五十嵐監事 (弁護士) による寄稿も掲載しておりますので、併せてご高覧ください。今後は、会員の皆様から寄せられた、塗料・塗装、色材や色彩商標についての有益な情報も掲載をしたいと考えております。皆様からの情報提供を心よりお待ちしております。

一社) 産業色彩技術協会

〒102-0082

東京都千代田区一番町 23 番地 3

日本生命一番町ビル 3 階

システム・イングリケーション株式会社内

TEL:03-3288-9271

<http://www.jasmecc.or.jp/>

CONTENTS

協会会報「JASMEC」発刊にあたって	1
「産業色彩技術協会」の発足に当たって～当協会の目指すもの～	2
「産業色彩協会って？」	3
楳図かずお訴訟にみる塗装と景観利益	4
協会からのセミナーのお知らせ	5

また、(一社)産業色彩技術協会では、協会の目的に賛同いただける会員を募っております。当協会の目的につきましては、次ページからの

『「産業色彩技術協会」の発足に当たって～当協会の目指すもの～』にも記載がありますので、ご参照下さい。皆様のご参加を心よりお待ちしております。



「産業色彩技術協会」の発足に当たって ～当協会の目指すもの～

一般社団法人産業色彩技術協会 事務局

セミナーより

※一般社団法人 産業色彩技術協会が2015年2月17日(火)に開催した、第1回セミナー「トレーサビリティで変わる塗料・塗装」の内容・項目を抜粋したものです。

一般社団法人産業色彩技術協会は、“国際交流”、“研究・技術開発”、“教育”の3つのコンセプトのもと、平成26年9月3日に設立いたしました。

当協会の目的は、塗装におけるトレーサビリティ・システムの導入、色彩商標に関する情報の提供、海外雑誌投稿支援制度の導入、計測機器の標準化等を推進するとともに、産業色彩管理士制度(海外資格制度との互換性も含む。)を導入し、これによって塗料塗装業界の進歩と発展を図るものです。

協会設立直後の平成26年9月18日・19日には、オーストラリア・メルボルンで開催されたCSI^(*)の国際会議に、川島会長、五十嵐監事が出席しましたが、その席で、産業色彩技術協会はCSIへのメンバー加盟が許可され、同時にSCAA(Surface Coatings Association Australia)が導入検討しているE-learningシステム活用検討の許可、FATIPEC(Federation of Association of Technicians for Industry of Paints in European Countries)発行の論文集への投稿(英訳論文掲載)許諾も得てまいりました。

*

このようなタイミングで実施した第1回セミナー「トレーサビリティで変わる塗料・塗装」では、今後の当協会のあり方と、その具体的な内容の説明のほか、表1(第1回協会セミナーのご案内)に記載のように当協会の役員らが、それぞれの専門分野において講演を行いました。その概要(説明項目)を次に示します。

(*)

CSI(Coatings Societies International)は、塗料、インキ、建築材料、接着剤等に関する科学的技術的知識の発展と会員相互の利益のために様々な情報の共有に貢献する国際的な組織

表1

産業色彩技術協会 第1回セミナー 「トレーサビリティで変わる塗料・塗装」	
■日時	2015年2月17日(火) 13:30~16:00
■場所	システム・インテグレーション株式会社 セミナールーム(東京都千代田区)
■プログラム	
13:30	協会挨拶 / 当協会の目指すもの 協会会長:川島徳道(環太平洋大学 国際科学・教育研究所所長 教授)
13:50	塗装におけるトレーサビリティ・システムについて 協会事務局長:多喜 義彦(システム・インテグレーション株式会社 代表取締役)
14:25	事例研究 協会理事:小柳 拓央(有限会社小柳塗工所 代表取締役、技術士、中央大学理工学部 非常勤講師)
15:15	色彩商標について 協会理事:田村 良介(特許業務法人ライトハウス 国際特許事務所 代表 弁理士)
15:40	資格制度と国際化 協会監事:五十嵐 丈博(システム・インテグレーション株式会社 弁護士)

川島徳道(当協会会長)

「協会挨拶・当協会の目指すもの」

当協会の「目的及び事業」を具体的に説明されたもので、事業の内容として、以下の6つを検討・実施していく旨の説明があった。



「(1)情報システムの運営と構築

(①トレーサビリティ、②色彩からなる商標)(2)内外関連機関等との交流及び協力(①CSI加盟(達成)、②外国教育プログラムの導入)(3)産業色彩管理士検定試験の実施運営(①初級、②中級、③上級別に実施)(4)教育・研修会の企画・開催・運営(①各種セミナー・シンポジウム等の企画・開催、②教育・研修会の企画・開催・運営、③機関誌の発行と刊行物の出版)(5)業界動向の調査・研究(6)その他」

*

多喜義彦（協会事務局長）

「塗装におけるトレーサビリティ・システム ～トレーサビリティの必要性と戦略的運用とは～」

不正・偽装・模倣品の現状の認識からトレーサビリティで競争力を、そして国際標準化を検討していくことの説明があった。内容・項目は、以下の通りである。



「(1) 不正・偽装・模倣品の現状 (①世界中で不正が行われている、②品質保証の意味が変わった) (2) トレーサビリティで競争力を (①トレーサビリティは品質保証の仕組み、②トレーサビリティも国際標準になる) (3) トレーサビリティの国際標準 (①ホワイトリストに入るのか外されるのか、②安全・安心を繋げる仕組み)」

*

小柳拓央（当協会理事）

「研究事例～塗装の現場から見た色商標・ トレーサビリティについて～」

塗装の仕組み (塗装内容の指示、塗装工程、塗膜形成の様子) についての説明が行われたあと、塗装の現場から見た色商標・トレーサビリティを進める上での課題について述べたもので、説明内容・項目は、以下のとおりである。



「(1) 研究事例 (①色商標を管理する際の注意事項 (i ~ iv)、②下地色の違いによる色調の影響 (i、ii)) (2) データに見る塗装業界の現況について (①塗装需要、②塗装に関する業界、③塗装業界の課題) (3) 色商標・トレーサビリティの今後の課題と展望 (①色商標・トレーサビリティを進める上での今後の課題、②今後の展望)」

*

田村良介（当協会理事）

「色彩商標について」

色彩商標 (色彩のみからなる商標) について、「商標とは何か？」の説明から、色彩商標の登録条件についての説明があった。説明内容・項目は、以下のとおり

であった。

「(1) 色彩商標とは (①商標とは、②色彩商標を登録するメリット、③色彩商標と認められる場合 (商品の位置を特定することも可)・認められない場合) (2) 色彩商標の登録条件 (①認められない商標 (慣用されている商標、品質等を表示する商標、特定の者による独占に適さない商標)、②色彩商標は登録されにくい (使用による識別力が必要)、③色彩商標の類否 (単色商標、色彩・彩度・明度を総合判断)」

*

五十嵐文博（当協会監事）

「資格制度と国際化」

塗料・塗装業界の新潮流 (色商標とトレーサビリティ) を前提に、当協会のコンセプトの一つである国際交流、教育についての説明があった内容・項目は、以下のとおりである。



「(1) 資格制度について (①塗料・塗装業界の新潮流～色商標とトレーサビリティ～、②現在の各種資格制度、③産業色彩管理士の必要性) (2) 国際化について (①国外団体との連携、②国外学会誌への論文発表、③英語力の確立)」

*

*

産業色彩技術協会って？

一般社団法人 産業色彩技術協会

事務局長 多喜 義彦

寄稿

私は今まで、多くの団体や協会を作ってきました。目的は、団体を興して業界の標準化を進め、検定や資格制度を構築し、これによる資格や認証によって、業界全体の業務やビジネスを円滑にする為です。

私が最初に作った団体は、日本耐震遮断装置連絡協

議会といいまして、今でも、我が国のプロパンガス保安機器として、最初に作った製造基準や検査基準が運用されています。もう、40年も前に作った基準なのに、先日、プロパンガス大手の事業者の幹部の方より、「多喜さんが作った安全機器の基準・認証のお蔭で、今もプロパンガスの事故が少ない」と言って頂き、本当に嬉しく思いました。

このように、私は何かの事業を立ち上げるとき、まず協会などの団体を設立し、そこで関係事業者が競争することなく、皆でやれるようにするのです。競争、特にコスト競争をしなくなれば、皆が利益を上げることが可能になり、そこからようやく、正しい技術開発や商品開発が出来る体力が養成されるからです。

このような考え方は、実は、家元制度を大いに参考にしています。家元制度と言えば、生け花やお茶のお稽古事を思い起こしますが、我が国には、多くの家元があり、実に多くのお稽古事と言いましょか、技芸種目が存在します。変わり種では、江戸時代にあった「縄縛術」。罪人を縄で縛る時に、その罪人の身分や刑罰の軽重によって縛り方を変える技芸があったそうで、縛る方のお役人には必須の資格だったようです。これらの技芸は、新しいやり方や手法・技術という知財が創出されたものであると言えます。我が国で家元制度が発達し、ビジネス的にも成功しているのは、そこに実に様々な知的財産権が関わっているからです。この知識や技量、場合によっては心構えにもランクを付け、そのランクに見合うかどうかを審査する基準を設け、さらには審査する者にも資格を与えて審査する、端的に言えばこれが家元制度の構造です。そしてこれは、先人の知識や技能を、合理的に学び、学んだ証が認められる、非常に効果的な制度なのです。

さて、産業色彩(=塗装・塗料)です。これまで、塗装に関する技術やノウハウは、職人の経験や感覚に頼ってきました。その上、日本では「技術や仕事は教わるものでなく、先輩職人の技を見て学ぶ」ことが暗黙の了解であり、それが美德とされてきました。これでは、せっかく培った技術や知恵が、継承されずに埋もれてしまう可能性があるのです。京都で300年の歴

史を持ち、国宝・重要文化財の修理を専門とする有名な職人集団である某社も、近年、職人技を研修制度に整え後進に伝承しているといえます。塗装における職人の技術やノウハウも、立派な「知的財産」ですから、伝承されないのは本当に惜しいことだと思うのです。

塗装に関する技術やノウハウをしっかりと収集・蓄積して体系化し、その上で資格・認証制度を構築し、多くの人や会社で共有する。塗料の最新の情報についてもいち早くその情報を会員に届ける。産業色彩技術協会は、塗料・塗装に関わる方たちが、安定して事業を進められるいろいろな施策を行っていきたく考えています。

*

*

楳図かずお訴訟にみる塗装と景観利益

その1

弁護士 五十嵐文博

コラム

今から6年以上前のこと。2009年1月28日、東京地方裁判所において「外壁の色について、法律上保護すべき景観利益はない」という判決が言い渡されました。これは、漫画家楳図かずおさんが東京都武蔵野市に新築した自宅をめぐり、周辺住民が「あんな建物は色彩の暴力であり形の暴力」「景観を悪化させている赤と白のストライプの外壁を撤去せよ」などと請求した訴訟です。事の発端は、2007年8月。周辺住民2人が「景観」を理由に楳図邸の建築の差し止めを求める仮処分を東京地裁に申請したところから始まりました。これに対して東京地裁が「特別な景観がある場所ではなく、法律上保護に値する景観利益があるとは認められない」として請求を却下したため、同年10月、この周辺住民は、再び景観を理由に、今度は「赤白縞塗装の中止」を求めて訴訟を起こしましたが、その後、2008年3月には構想通り赤い塔付き赤白縞の邸宅が完成。そこで、件の2人が請求内容を「外壁の撤去など」に変更し、撤去するまで毎月10万円の



支払いを求めて訴訟が係属していたのです。

冒頭でも述べましたが、東京地裁（島山稔裁判長）は、自宅が建設された場所が第一種低層住居専用地域として、閑静な住宅地を目指して整備された経緯を指摘した上で、「外壁の色彩には法的規制はなく、住民間での取り決めもない。景観利益を違法に侵害するとはいえない」。平穏に生活する権利についても「不快感を抱かせても、受忍限度を超えて侵害するとはいえない」として、原告側の主張をすべて退け、本件は楳図さんの全面勝訴となりました。判決後、楳図さんは「(今後の近所付き合いは) 素直にやっていきたい。多少間を置くのも仲良くする方法で、気を配りながら生活をしていきたい」と何とも含蓄のある謙虚な発言をしていますが、このような「景観利益」をめぐる建築主と地域住民の対立は枚挙にいとまがありません。近年、経年マンションが増え続ける中、皆さんの住居のすぐそばでリノベーションや大規模な建て替えが行われることは非現実的な話ではなくなっています。つまり、誰もが争いの当事者になる可能性を持っており、しかもその際、「塗装」が争いの種になる可能性があるのです。今後、塗装業者は、「景観利益」に配慮した塗装を求められることが多くなるかもしれませんね。

い」として、原告側の主張をすべて退け、本件は楳図さんの全面勝訴となりました。判決後、楳図さんは「(今後の近所付き合いは) 素直にやっていきたい。多少間を置くのも仲良くする方法で、気を配りながら生活をしていきたい」と何とも含蓄のある謙虚な発言をしていますが、このような「景観利益」をめぐる建築主と地域住民の対立は枚挙にいとまがありません。近年、経年マンションが増え続ける中、皆さんの住居のすぐそばでリノベーションや大規模な建て替えが行われることは非現実的な話ではなくなっています。つまり、誰もが争いの当事者になる可能性を持っており、しかもその際、「塗装」が争いの種になる可能性があるのです。今後、塗装業者は、「景観利益」に配慮した塗装を求められることが多くなるかもしれませんね。

・・・次回へ続く

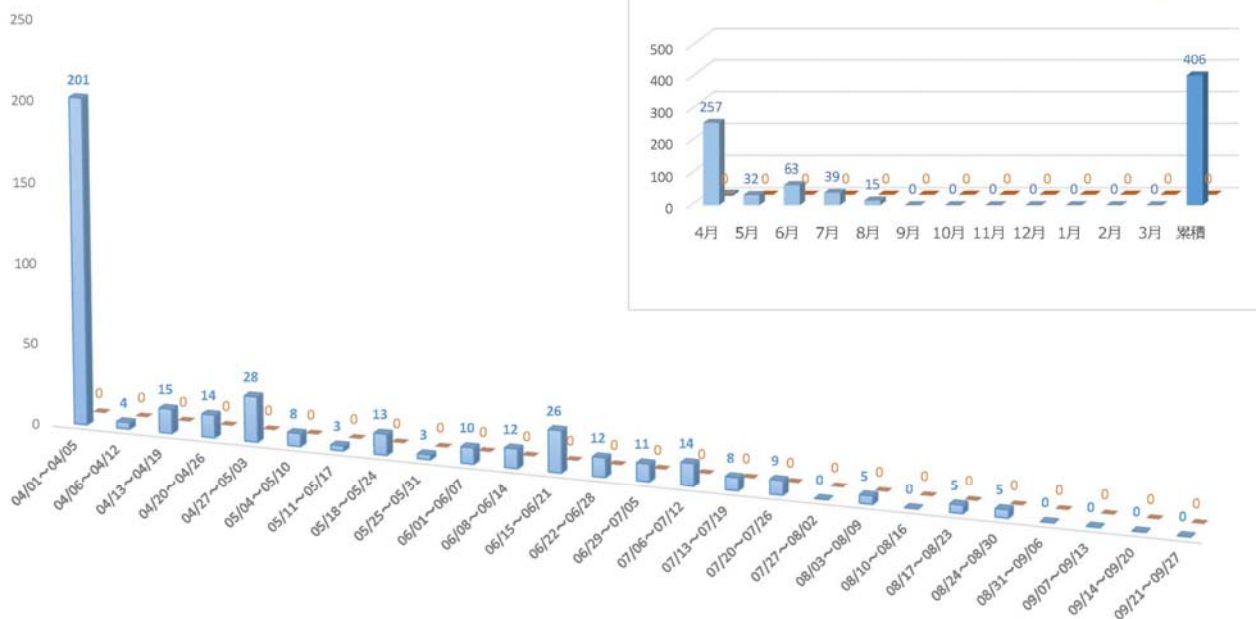
*

*

色彩商標 出願状況 ~10/27 現在

色彩のみからなる商標

出願件数と登録件数について-2015/10/20現在：出願件数406件、登録件数0件



※現在、J-plat-patでは、8/27までの出願が公開されています。

特許情報プラットフォーム | J-PlatPat より